

村山市ふるさと納税プロモーション業務委託 仕様書

1 業務委託名

村山市ふるさと納税プロモーション業務委託

2 業務の目的

村山市（以下「本市」という。）が行う「ふるさと納税推進事業」におけるプロモーション業務等をスキルの高い民間事業者へ委託することにより、寄附金の増加及び本市の魅力発信を推進する。

3 業務委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3か年）

※決定から契約までの期間は、データの引継ぎ及びシステム確認等の準備期間とし、準備期間に関して支払いは生じないものとする。

4 前提条件

（1）寄附金管理システムについて

寄附情報等の管理にあたっては、令和9年度から新たに使用する寄附管理システムを使用すること。決定から契約までの期間にシステム導入、データ引継ぎ及び操作方法等について本市及び関連事業者へ調整・説明等を行い、新年度の事務に支障をきたさないよう準備作業を行うこと。

（2）ポータルサイトについて

本市がふるさと納税を募集するポータルサイトとして現在利用しているサイトは以下のとおりであり、本業務委託期間においても継続して利用する予定である。ただし、本市と受託事業者が協議のうえ、ポータルサイトを追加または削除する場合には本業務に含めるものとする。

- ・ふるさとチョイス（各パートナーサイトを含む）
- ・楽天ふるさと納税
- ・さとふる（パートナーサイトを含む）
- ・ふるなび
- ・ふるさとタッチ
- ・Amazon ふるさと納税

（3）寄附金受入状況について

本市における近年の寄附受入状況については以下のとおり。

令和5年度 2,252,206,000 円（158,891 件）

令和6年度 2,323,673,200 円（113,314 件）

令和7年度 1,786,294,200 円（65,366 件）

5 業務内容

- （1）本市が寄附受付を行うふるさと納税ポータルサイトの管理運営全般（返礼品の登録、在庫管理、サイト構成の見直し等を含む）
- （2）寄附管理システムの管理運営全般

- (3) 本市返礼品の効果的なPRの実施・提案（広報・PR・チラシ、パンフレット作製業務等を含む）
- (4) 返礼品の発掘・提案
- (5) 返礼品の提供を希望する事業者等の相談対応全般
- (6) 本市ふるさと納税寄附状況分析
- (7) 本市ふるさと納税推進事業に関するコンサルタント全般（寄附金受入に繋がる方策及び総務省の基準達成、クレーム対応の提案等を含む）
- (8) その他、総務省の基準を達成するための業務等

6 計画策定

各年度当初に5業務内容に示した業務の遂行に向けた計画書を提出し、所管課等の承認を得ること。また、計画を変更する事業が生じた場合は、変更計画書を作成すること。

7 意見交換・定期報告

業務の遂行にあたっては、所管課等に定期的（月1回以上）に業務状況を報告し、意見交換ができる場を設けること。

8 業務の範囲

業務の範囲は、総務省が定める「第一号寄附金（以下「ふるさと納税寄附金」という。）の募集の適正な実施に係る基準並びに物品または役務に類するもの、返礼品の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準」の範囲内であること。

9 再委託

個人情報保護の観点から、業務の遂行上真に必要な場合に限り認めることとする。

受託者の社員以外が本業務を行う場合、その適否は事前に受託者から提供された当該人の資料に基づき本市が判断する。

10 個人情報保護

村山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令並びに個人情報保護に関するガイドラインを遵守すること。

11 報告及び検査

各年度業務報告書を作成し、所管課等の承認を得ること。

また、本市が必要と認めた場合は、本業務の履行状況について報告する義務を負うこと。

12 その他

委託期間中、ふるさと納税寄附金の制度に変更があり、本業務に影響があると判断される場合は、協議のうえ契約内容の見直しを図ることとする。

契約に基づく本業務で発生する著作権をはじめとする成果品の権利は、本市に帰属するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、業務を進めるものとする。

13 見積書記載方法

- (1) 金額はすべて税抜きで記載すること。
- (2) 見積書には、委託料の算出方法等についても記載すること。